

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

職員の福利厚生に関する要綱

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 職員の福利厚生に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）事務局職員就業規程第48条に定める福利厚生について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (福祉的措置)

第2条 センターは、次に掲げる職員の健康と福祉並びにその生活感の充実のために必要な福祉的措置を行うこととする。

- (1) 健康診断料の自己負担金の助成
- (2) 予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）第2条第3項、同第4号、同第5号に規定するインフルエンザ等予防接種料の一部の助成
- (3) GLTD制度（団体長期障害所得補償保険制度）の導入にかかる費用の負担
- (4) 公益社団法人四街道市シルバー人材センター会員親睦会（以下、「会員親睦会」という。）協力金（以下、「協力金」という。）の負担
- (5) その他、センターの会長（以下、「会長」という。）が必要と認める福利厚生に関する措置

### (措置の対象)

第3条 前条に定める措置の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条（1）、（2）は、センター事務局に属する正職員、嘱託職員
- (2) 前条（3）は、センター事務局に属する正職員
- (3) 前条（4）は、親睦及び互助に関する事業を行う会員親睦会
- (4) 前条（5）は、当該措置を行う個人又は団体
- (5) その他、会長が必要と認める個人又は団体

### (助成又は負担の額)

第4条 助成又は負担の額は、別表に定める額とし予算の範囲内で行うものとする。

2 予算は、助成金は管理費の福利厚生費を以って支出し、負担金は管理費の支払負担金を以って支出するものとし、国又は市からの補助金はこれに充てないものとする。

### (支払方法)

第5条 助成金の支給又は負担金の支払は、概算払及び精算払とし、センター財務規程第22条、同23条に準ずるものとする。

(改廃)

第6条 この要綱の改廃は、理事会において承認を得るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 この規程（第3条）は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この規程（第2条第1項第3号、同第4号、第3条第1項第2号、別表）は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条）

措置の種類	助成又は負担の額
健康診断料の自己負担金の助成	全国健康保険協会の実施する生活習慣病予防 健診の自己負担金の額 1人につき年度内に1回
インフルエンザ等予防接種料の一部の助成	1,000円 1人につき必要な回数分
GLTD制度（団体長期障害所得補償保険制度）の導入にかかる費用の負担	保険料の額 ただし、センター事務局に正職員が5人以上属している 場合に限る
協力金の負担	当該年度の12月31日におけるセンター登録 会員数×100円で算出し、1,000円未満 の端数を切り上げた額とする 当該会計年度内に支出
その他、センターの会長が必要と認める福利厚生に関する措置	センター財務規程第29条、同第30条、同第 31条、同第32条、同第33条、同第34条 に基づき、当該措置を委託する個人又は団体と の契約額とする